2025 年 2 月 1 日

稲城長峰ヴェルディフィールド　利用基準書

【目次】

1　使用時間

2　駐車・駐輪

3　施設の利用にあたって

4　施設共通事項

5　サッカー場・フットサル場利用について

6　芝生広場利用について

7　管理棟（多目的室・更衣室・トイレ・ホール等)について

利用基準

2025 年 2 月 1 日

1　使用時間

⑴　使用時間は、午前 9 時から午後 9 時(1 コマあたり 2 時間の全 6 コマ)。
午後 5 時以降の芝生広場は、利用不可(※6 月～8 月は、午後 7 時まで利用可能)。

⑵　室場内の準備・片付けは、使用時間に含むこと。
受付開始時間は午前 8 時 45 分、管理棟は午後 9 時 15 分に終了。
責任者が責任を持って時間を守り、使用終了後は速やかに退場してください。
※サッカー場は観客席も含めて入退場の時間を守ること。

2　駐車・駐輪

⑴　管理棟駐車場……午前 8 時開門～午後 9 時 30 分閉門
普通車 119 台　大型車 4 台　障害者用 4 台　バイク 9 台
芝生広場駐車場…午前 8 時開門～午後 5 時 30 分閉門(※6 月～8 月は午後 7 時 30 分)
普通車 4 台　障害者用 1 台

⑵　駐車場使用料は以下の通り。
1 時間未満…… 無料(無料)
1 時間以上 2 時間未満… 200 円(600 円)
2 時間を超える場合…… 1 時間ごとに 100 円(300 円)加算
24 時間最大料金……1,200 円(3,600 円)
※　括弧内は、大型自動車および中型自動車の料金。
※　大型自動二輪車および普通自動二輪車は無料。

⑶　当施設を有料で使用する者が、駐車場を使用する場合は下記の通り減額する。
ア　駐車時間が 2 時間を超えて 3 時間以内の場合は、100 円を減額する。
ィ　駐車時間が 3 時間を超えて 12 時間以内の場合は、200 円を減額する。
ウ　駐車時間が 12 時間を超えて 13 時間以内の場合は、100 円を減額する。
※　大型自動車および中型自動車は除く。

⑷　下記の場合、駐車料金は免除する。
ア　作業を依頼している作業車
ィ　障害者手帳を提示した車
ウ　市または教育委員会が主催の事業での役員、申請する事業
エ　指定管理者が行う事業（施設利用を促進する大規模なイベント）
オ　稲城市民スポーツ・レクリエーション大会、稲城市スポーツ大会での役員（上限 8 台）
カ　東京都スポーツ大会での役員（上限 6 台）
キ　稲城市スポーツ協会および同協会加盟連盟が主催するスポーツ大会での役員（上限 8 台）
ク　稲城市スポーツ協会および同協会加盟連盟の誘致大会で連盟等が主管での役員（上限 6 台）
ケ　駐車場通勤申請をしている従業員車

(5) 稲城市、稲城市スポーツ協会、同協会加盟団体、指定管理者主催による事業開催時及び稲城市消防団による操法訓練実施時等に、駐車場入庫台数制限や駐車スペース等において指定又は制限がある場合、その指示に従うこと。

(6) 駐車券を紛失した場合は、利用者自身で発券機・精算機備え付けの専用電話より
お客様さぽーとセンターに問合せすること。

(7) 自転車は所定の駐輪場にとめること(フットサル場横)。
※芝生広場、芝生広場側・歩行者用門前のスペース等は駐輪厳禁。

(8) 駐車場・駐輪場・スロープを含む下記指定場所以外で、許可なくボール使用及びウォーミングアップやシートやベンチを使用した見学や荷物置き場として共有スペースを占有する行為は禁止。
・サッカー場
・フットサル場
・サッカー場周辺の芝生スペース（要申請）
・芝生広場(占有は有料)
※芝生広場等の、芝生内ではスパイクの使用は禁止。
・サッカー場倉庫前スペース

(9) サッカー場周辺の芝生スペースを団体で使用する場合は事前に管理棟受付にて利用申請すること。
※申請及び使用管理、安全管理は団体責任者が責任を以て行うこと。
※芝生スペース内ではスパイクの使用は禁止。
※指定管理者が定める芝生養生期間中は、使用も立ち入りも禁止。

3 施設の利用にあたって

(1) 施設を利用する場合、稲城市公共施設予約システムまたは管理棟窓口で事前に仮予約をすること。
稲城市公共施設予約システムからのオンライン決済等または、管理棟窓口で使用料を納入することで、本予約とする。
申込期間等の詳細は、稲城市ホームページ・公共施設予約システムのご利用案内（体育施設）を参照。

(2) 使用料納入後の返金は原則不可。
ただし、施設設備不備・天災による施設使用不可の場合又は天候不良により利用者側から窓口及び電話にて中止の連絡があった場合は返金とする。
天候不良の判断は、利用開始時間から 1 時間前の現地状況に基づくものとする。
また、利用開始から 30 分以内に発生した天候不良等で利用を中止した場合の返金は認める。
※天候不良・・・・・雨（小雨可）、雷鳴・落雷、降雪など。
※施設設備不備・・・利用に支障をきたす設備的障害、破損など。
※天災・・・・・・・地震、風水害、疫病など。
指定管理者及び稲城市の判断により返金とする。

(3) 利用開始後に雷鳴及び落雷が発生した際は、落雷事故防止の為、音が聞こえた段階で利用を一時中断し、音が聞こえなくなってから 30 分経過したのち利用を再開すること。但し、利用中断による施設使用料返金は行わない。
※利用開始から 30 分以内で利用を中止した場合の返金は認める。

(4) 各室場の利用は、使用承認書と登録証を受付に提示し、承認を受けてから利用を開始すること(芝生広場の個人利用は除く)。
使用承認書の受付は予約コマの開始 15 分前より可能であり、室場は使用承認書の提示を受けてから開錠する。

(5) 各室場の受付は団体の代表者、連絡者、成人の構成員のほか、名簿で提出された委託指導者のみとする。それ以外の者の受付は承認しない。

(6) 施設使用責任者として必ず団体の代表者、連絡者、成人の構成員が最低１名施設内にいること。なお、子ども団体において、施設内にいる構成員が子どものみの場合は、名簿で提出された委託指導者の内、最低１名が施設内に立ち会っていれば、施設使用責任者の代わりとすることができる。指定管理者が確認した際に成人の構成員又は委託指導者が不在の場合は、転貸行為とみなし即利用中止とする。

(7) 施設使用時に団体登録構成員が不在状態での利用は転貸行為とみなし即利用停止とする。
※委託指導者は構成員ではないため、委託指導者がいてもその他の構成員が不在の場合は転貸となる。

(8) 利用終了後は清掃・整備を行い、使用報告書を記入して受付に提出すること。

(9) サッカー倉庫内の備品の使用を希望する場合は職員に申し出ること。また備品は正しく扱うこと。

(10) 設備・備品が破損した場合、必ず使用報告書に記入して申し出ること。

(11) 備品を当施設外で使用したい場合、使用器具借用書を提出すること。
管理者の許可を得て、物品借用書とともに備品を持ち出し、貸与期日満了日までに返却すること。
なお、下記の貸与条件を守ること。
ア 貸与物品の引渡し、維持、修理及び返納に要する費用は借受人において負担すること。
イ 貸与物品は、転貸してはならないこと。
ウ 貸与物品は、貸付けの目的以外の用途に使用しないこと。
エ 貸与物品は、貸与期間満了の日までに指定された場所に返納すること。

4 施設共通事項

(1) 室場・管理棟内、施設内通路や駐車場を含み所定の場所以外は全面禁煙。
喫煙所は、受動喫煙の防止を考慮し体育倉庫の横とする(移動の可能性あり)。

(2) 室場・管理棟内、施設内通路や駐車場を含み、場内すべての場所で原則飲酒は禁止。

(3) 芝生広場でのバーベキュー等の火気使用は厳禁。

(4)　盲導犬以外のペットを連れての入場は不可(施設内通路等は可能)。

(5)　着替えは管理棟の更衣室を利用すること。

(6)　施設備品は大切に扱い、使用後は元の位置に戻すこと。

(7)　ゴミは責任を持って各自で持ち帰ること。

(8)　近隣住民に迷惑をかけないよう配慮を持って利用すること。

(9)　ドローンやラジコン飛行機等の使用は、他の利用者の安全確保のため個人利用・団体利用にかかわらず一律禁止。

(10) 大会等で施設での写真及び動画撮影は保護者による個人的撮影以外、業として撮影行為を行う場合は、使用日の「14 日前」までに、「稲城市体育施設内撮影許可申請書」を稲城市スポーツ推進課に申請し承認が必要。また、施設使用の際、企業スポンサーの名前、ロゴの入った横断幕や応援旗、物品の販売・募金活動・興業または景品等を配布する場合は「稲城市体育施設内行為許可申請書」を稲城市スポーツ推進課に申請し承認が必要。
上記内容で撮影許可、行為許可の承認がなく、施設側が発見した場合は、直ちに施設利用を中止させる場合がある。

(11)　大会以外での映画、テレビ、CM 等撮影に関しては、「撮影支援事前確認シート」を記入の上、デイ・ナイト株式会社にメールまたはファックスで問い合わせが必要。✉ inagi@daynite.jp　fax03-6257-3985

(12)　一つの団体が同一日に複数枠を予約し、練習又は試合等で 3 団体以上をゲスト利用する場合は事前に施設側に報告すること。その場合、施設の予約状況によっては車の台数制限をする場合がある。

(13)　団体は構成員の利用対象施設以外の場所（施設内駐車場、駐輪場）での怪我、事故、禁止行為に関しても責任を持つこと。施設側が注意しても再発する場合はその個人又は団体に対し施設利用をお断りする場合がある。

(14)　施設利用団体は事故や怪我の防止に努めること。
団体は施設を利用する際、事故・怪我に備え最低限必要な救急道具を各自用意すること。
万が一発生した場合は各団体の構成員、指導者、子ども団体の場合は保護者等が対応し、人手が足りない場合や救急搬送が必要な場合は施設職員に応援を要請すること。

(15)　その他、係員の指示には従うこと。利用基準を守らない又は指示に従わない場合、指定管理者は当該団体に対し稲城市体育施設条例施行規則第 13 条に基づき、施設の利用を一定期間使用拒否することがある。

2025 年 2 月 1 日

5　サッカー場・フットサル場利用について

⑴　金属製のスパイクやヒール等の先の尖った靴を履いての入場は不可。

⑵　入場前に、シューズの土やゴミをよく落とすこと。

⑶　人工芝のため、フィールド内のライン引きは禁止。

⑷　フィールド内では、水分補給以外(水のみ)の飲食は禁止。
スポーツドリンク等を飲む場合、フィールドの外や観客席で飲むこと。

⑸　観客席での飲食は可能であるが、必ずゴミは持ち帰ること。

⑹　夜間照明を使用する場合は、受付で申し出て使用料を支払うこと。
1 時間単位での使用になるが、最終点灯時間は午後 9 時のため、1 時間に満たない場合でも午後 9 時に消灯する。

⑺　サッカー場でミストを使用する場合は、受付で申し出ること。
利用後は、ミスト使用報告書を記入して提出すること。

⑻　サッカー場で、観客席を背にゴールを設置してボールを蹴る場合は、ゴールの裏や横に人が立ち逸れたボールを止めるなど、観客の安全に配慮して行うこと。

⑼　危険行為および人工芝を傷める行為は行わないこと。

⑽　各施設利用は有料使用の為、他団体使用時間帯に観客席も含め、無断で施設内に立ち入らないこと。また時間終了までには完全退場すること。

6　芝生広場利用について

⑴　芝生広場側の車両用・歩行者用の門は午後 5 時 30 分(※6 月～8 月は午後 7 時 30 分)に閉門のため、それ以降の時間は通り抜けや車両の出し入れは不可。

⑵　スパイクの使用は禁止(ハイヒール含む)。

⑶　自転車やバイク等の車両の乗り入れは禁止。

⑷　危険行為および芝生を傷める行為は行わないこと。

⑸　ペットを連れての入場は不可。但し盲導犬を伴っての運動に限り、指定管理者が認めた場合は可とする。

2025 年 2 月 1 日

7　管理棟（多目的室・更衣室・トイレ・ホール等)利用について

⑴　管理棟(トイレ含む)利用時間は午前 8 時 45 分から午後 9 時 15 分まで。

⑵　管理棟内はスパイクでの入場禁止。

⑶　多目的室利用以外での携帯電話、電動自転車等の充電は禁止とする。

⑷　飲食は可能であるが、必ずゴミは持ち帰ること。

⑸　節電・節水を心がけ、利用後は机等移動したものは元の配置に戻し、電源を落とし退室すること。

⑹　清潔に使用し、汚した場合は自ら清掃すること。

⑺　当施設ではコピーサービスはいたしません。